

台湾女性運動の軌跡 —売春児童保護運動から「妓権」労働運動へ—

横浜国立大学大学院 環境情報学府

博士課程後期 黄 齡萱

An Analysis of Women's
Movements in Taiwan
--from Anti-Child Prostitution
Movement to Prostitutes' Rights
Movement--

Lin-hsuan Huang
Post Graduate Student: Graduate
School of
Environment and Information
Sciences,
Yokohama National University

要旨

本稿は、台湾における女性運動の変遷を概観したものである。国民党政権が台湾に撤退してから後、台湾は、軍事や経済、教育などにおいて、全面的にアメリカモデルを導入することによって「脱日本化」を図り、さらにまた「再中国化」（中国伝統価値の強化）を図ってきた。台湾の女性学および女性運動の発展においても、政府のアメリカ路線、そして民間のアメリカ留学ブームのUターンに大きく影響され、1960年以降、欧米、特にアメリカで起こった第2波フェミニズムの強い影響が見られる。第2波フェミニズムの蓄積は、上記のような政治的な原因で、アジア諸国よりも女性学の導入が遅かった台湾に、女性問題を取り上げる際の理論的拠りどころを提供した。そしてその蓄積の上に立つことによって、僅か10年のうちに、売買春をめぐる台湾社会の政策的な取り組みは、先進諸国の水準へ、すなわち家父長制の枠の中で展開される売春児童保護運動から、セックスワーク問題をめぐる多元な論述やセクシュアリティの多様性を論じる次元へと急速に発展してきた。しかしながら一方でそうした売買春問題への理論的パラダイム転換を図りながらも、欧米の理論を採用した台湾の女性運動が直面しているのは、日本植民地支配を経て、「再中国化」した混合型家父長制社会であるという現実である。この「混合型家父長制」に特徴づけられる台湾社会における、女性運動にはどのような課題が存在するのか。本論では売春児童保護運動から「妓権」労働運動への女性運動の展開過程を分析することによって、現在台湾の女性運動が直面している課題の抽出と展望について取り組みたい。

Abstract

This paper examines the transition of women's movements in Taiwan. After the Kuomintang-led government of the Republic of China retreated and went into exile in Taiwan, in order to "de-Japanization" and "re-Chinization", KMT regime employed US model in Taiwan society from all aspects. And the accumulated knowledge of the second wave feminism has offered Taiwan, which had a late introduction of women's studies in Asian countries, a theoretical implement while facing the women's issues.

As a result of government toeing the US line, and the uptrend of people who studied in America returning to Taiwan to find employment, women's studies and women's movements in Taiwan was also affected by the second wave feminism, and hence Taiwan has made a dramatic progress in women's movements within only 10 years, such as developing anti-child prostitution movements within the framework of patriarchy, having diverse statements in sex-work and sexuality issues, etc.

Taiwanese women's movement faces the challenge of multi-patriarchy, which is influenced by Japanese colony and traditional Chinese notion. In this paper, I'd like to analyze the issues which occur in women's movements by examining the transition from anti-child prostitution to prostitutes' rights movements.

1. はじめに

アメリカの全米女性学会は女性学を「女性運動の理論的武器」と定義している。周知の通り、女性学は欧米の女性解放運動の結果として60年代に作られ、過去30年間、世界中に急速に発展した。アジア地域においては、70年代、韓国・日本の女性学研究が各国を一步先取りして、このような欧米の動きを導入し、発展してきた。

台湾でも71年には呂秀蓮の『新女性主義』という著書で、欧米の女性学、女性解放理論が紹介されていた。しかし、1987年に戒厳令が解かれるまでは、集会の自由や言論の自由、講学の自由が厳しく制限され

ていたため、台湾の女性運動や女性学研究は決して活発と言える状況にはなかった。当時、政府や与党国民党と関わりの深い婦女連合会・各地の婦人会、そしてYWCAや国際キャリアウーマン協会などの宗教団体、国際女性組織の台湾支部などの女性組織が存在したものの、前者は、政権安定を維持する活動や社会奉仕活動が目的であり、また後者は、裕福層の女性から構成され、社会奉仕活動、メンバー間の懇親交流を目的とするもので、どちらも「女性問題」への関心は薄かった。戒厳令の時期に、唯一結成されたフェミニスト組織は、82年の「婦女新知雜誌社」¹のみである。チャンとシェが指摘しているように、「台湾の女性学は、第一義的には欧米の女性運動や女性学の影響を受

けたと言える。台湾の女性学の研究者のほとんどは、台湾の大学で文学部を卒業し（社会科学の卒業生はほんの一握りに過ぎない）、1970年代に米国で大学院教育を受けた人たちである」²、台湾の女性運動は、第2波フェミニズムの戦略—意識覚醒運動 (consciousness raising) と、家父長制の構造改造に、大きな影響を受けているのである。このことが台湾の女性運動にどのような特徴をもたらしているのか。本稿ではそのような関心から、「売春児童救助」から「公娼廃止運動」、そして「妓権」を求める労働運動への一連の「性の政治」に関わる運動を取り上げる。その中で、1994年から今まで続いてきた「婦権派」(道徳派)と「性権派」(権利派)³の論争を分析する。

2. 台湾における女性運動の発展

まず、1982年からの台湾女性運動を概観しておこう。取り上げた活動の時期について時系列で羅列すると、「売春児童保護運動」、「男女平等就労権要求運動」、「ポルノ（アダルトビデオや映画などの性的興奮をもたらすことを目的とする映像も含める）反対運動」、「ビューティ・コンテスト反対運動」、「男女平等教育」、「政治改革」、「家庭内平等」、「身体の自己管理権を求める運動」、「廃娼論争（性の商品化論争も含めて）」、「セックスワークとしての労働権—「妓権」を求める運動」、等である。(図一) そこから、売春児童保護運動以降、性とセクシュアリティに関する運動の増加が見られ、アメリカの第2波フェミニズム諸理論のインパクトを受けた痕跡も見られる。87年戒厳令が解かれ、政治的な諸規制が緩められたために、社会運動も一層活発化した。⁴ またアメリカ留学ブームから戻ってきた留学生が、第2波フェミニズム思潮を持ち帰った刺激で、これまで社会運動から周縁化されてきた女性運動も、この動きに連動して活発化している。

(1) 保守派と政府との連携戦略を採用した「売春児童保護運動」

a. キリスト教系団体による運動の発足

児童、青少年の売春問題は、台湾社会に従来より存在していた。だが、'80年以前においては、政府と民間団体の取り組みは、養女や家庭内暴力を受けた女性、または成年娼妓の救助活動に止まりがちであった。キリスト教系団体が風俗業女性問題に関するシンポジウムを開催したが、そこでのパネリストたちの発言の焦点は、ほとんど公娼廃止、またはその管理問

題に集中し、社会秩序や治安、国民健康、社会の矯風、人間の性的な需要などの視点からの議論にとどまるものであった。(鄭維瑄, 1991; 顧燕翎, 1987; 沈水圳, 1972) 当時はまだ、児童売春問題は、娼妓問題の一環として扱われていたのである。女性知識人の一部には、この問題の重要性を認識し、'78年には、娼妓問題に還元しない観点での取り組みへの改革活動が始められていた。しかし、政府や国民輿論の支持を得られず、最終的には失敗に終わっている。'85年長老派教会により開催された「観光と性産業国際シンポジウム—アジア教会婦女大会」において、張茂桂が述べた台湾での女性学および女性運動の経過を要約する発言から、概ね上述の経緯が確認できる。

「国連婦人の10年」(1976-1985)および「女性差別撤廃条約」に続く1982年、米国のアジア財団は、台湾における女性の教育に関する沈黙を危惧し、台湾から女性が国際会議に参加できるよう資金援助した。

1985年にアジア財団の資金援助により、台湾で最初の女性に関する国際会議が3つ開催された。a. 国の発展における女性の役割、b. アジア女性の未来、c. 観光と性産業に関する会議。国の発展における女性の役割をテーマにした会議の結果、国立台湾大学に「女性学研究プログラム」を設置することが決まった。また、観光と性産業をテーマにした会議の成果として、長老派教会による「レインボー・プロジェクト」と「売春児童保護運動」が始まった。⁵

b. 家父長制に妥協する戦略

上述のような取り組みの中にも、一つの転機というべきものがあった。それは、「婦女新知」と「レインボー・プロジェクト」が共同主催し、女性、先住民、人権、キリスト教系組織など29の団体の応援を得て、'87年に華西街⁶にて「人身売買を直視—売春児童保護」を主題にした台湾女性運動史初の大規模なデモ活動が行われたことに遡りうる。1990年婦女救援会が「ポルノ汚染反対年」運動を推進した時、その運動の理念とスローガンは、いずれも女性が商品化されることに反対し、男女平等を要求することに重点を置くものであった。しかし当時の社会では、暴力団の仕返しに怯え、また「売春少女=金銭主義、道徳欠落な人間」という偏見が強かったために、まだ反ポルノや女性の商品化反対の運動は一般大衆の支持を得られなかった。'93年に勵馨が、「売春少女反対運動」を行い始めた頃になると、特にこのような暴力団と性産業、さらに警察とのなれ合い関係を指摘し、人身売買や売春

強要などの現状を許容する家父長制が批判の対象とされるようになっていた。しかしそれでもなお、当時の女性運動団体は、体制内部からの改革としての国会立法と、体制外部の改革としての女性運動とを同時に推進しようという合意があったために、勵馨の批判的問題提起は受け止められずに終わっている。警察や暴力団、性産業の馴れ合いとそれを許容する家父長制文化そのものを批判する「売春少女反対運動」という路線よりも、より広範な大衆の支持を獲得するため、対外的宣伝スローガンを修正し、「児童、少女保護」という戦略に変わっていく経緯があった。

しかし、1991年5月、運動に転機が訪れる。レインボー・プロジェクトや、勵馨基金会、花蓮善牧、世界展望会、中華兒童福利基金会などの15民間団体により結成された「売春児童終止運動協会」(International Campaign to End Child Prostitution in Asian Tourism <ECPAT>の台湾支部)が、この戦略の切り替えのきっかけとなったのだ。(施慧玲、1994) ECPATによれば、売春児童問題は、単なる女性問題、または娼妓の周辺問題だけではなく、心身ともに被害をこうむる「児童虐待」問題とみなすべきだと主張された。このECPATの定義の登場によって、売春児童問題は、女性問題や先住民問題からさらに未成年の性虐待問題を含む広範な問題として認識される問題にパラダイム転換が図られたのである。とはいえ一挙にそのようなパラダイム転換が進んだわけではない。勵馨の批判が受け止められるに至る経緯には家父長制との妥協を余儀なくされる戦略的なじぐざくがある。以下、それに触れておこう。

当時の台湾社会では、女性を「主婦と娼婦」に分断する女性像があり、また性倫理についても禁欲的なイデオロギーが浸透しており、性のダブルスタンダードは根深く存在していた。「セックス=男が女の体を消費する」、「男は能動的/女は受動的」、「性的搾取」という非対称的なセクシュアリティ関係が支配的であった。女性の性的自己決定を前面に押し出す形での運動は難しかった。

したがって'84年に中絶の合法化を求める運動が起こった際にも、女性運動団体は、より早く目標達成のためには、家父長制に妥協する戦略をとらざるをえなかった。すなわち、女性の「身体の自己決定権」の主張を前面に立てるのではなく、「女性の自己決定権」要求については棚上げし、その代わりに、家父長制の下での「少女・児童保護」という思想に基づき、中絶

の合法化を迫る路線をとっている。女性を能動的な主体にする路線(争議性の大きい路線でもある)をとらずに、政策決定者の支持、そして大衆の同情を得るため、レイプされた無知、無垢な少女という被害者像に訴える戦術をとったのだ。

即ち実際問題として当時の売春少女の中では、先住民少女が大多数を占めていたため、先住民社会の劣悪な経済状況から、彼女等は身を売られてしまったとする「強制売春」の被害者性の側面を強調し、その一方で、政策的対応と法制度まの不備を批判したのである。買春客、業者(娼家、人身売買者)、そして法執行者でありながら公権力を利用し収賄等の不法な利益を得ている警察とそれを黙認する腐敗官僚等の加害者性をも指摘した。このように中絶合法化要求も被害者救済論の枠での運動要求であったのだ。

黄毓秀の次の発言もそれを裏付けよう。黄は、「90年代初期、婦女新知以外の女性組織は、迅速かつ有効的に組織の目標を達成するため、できる限り社会との衝突を避け、既存体制との協力機会を獲得するように努力した⁷」と指摘している。当時の売春児童保護運動は、家父長制社会に妥協した成果だということは否定できないであろう。対立点の少ない売春「児童」保護運動という観点を先行させ、「セックスワークは女性の職業選択であるかどうか」という議題を回避し、反対の声を最小限にしたのである。

他方で、女性運動団体が1988年8月8日に行った活動も如実に売春蔑視観を残すものであった。法務部への人身売買および「善良なる婦人を娼婦にさせる行為」に処罰を与えるべきとの訴えには、運動内部に存在する女性を「清濁」二つに分断する女性像があった。したがってそこからして、「娼婦」にさせる行為は不善にして、かつ不道徳な行為、法律にそむくことを示唆するものであった。

このように「女性(の自己決定・権利・主体)問題」から「児童保護問題」へ移行したことで、この時期の女性運動では、結局のところ勵馨の批判は受け止められずに終わっている。道徳上の禁欲主義や、女性を「主婦 vs 娼婦」に分断し、婚姻内セックスの正当性と婚姻外セックスの犯罪性などを訴える考え方は、キリスト教系団体や主婦連盟などの保守派勢力の理念と重なっている。フェミニスト組織である「婦女新知」も、それらの団体と連携し、運動を進めていることが分かる。

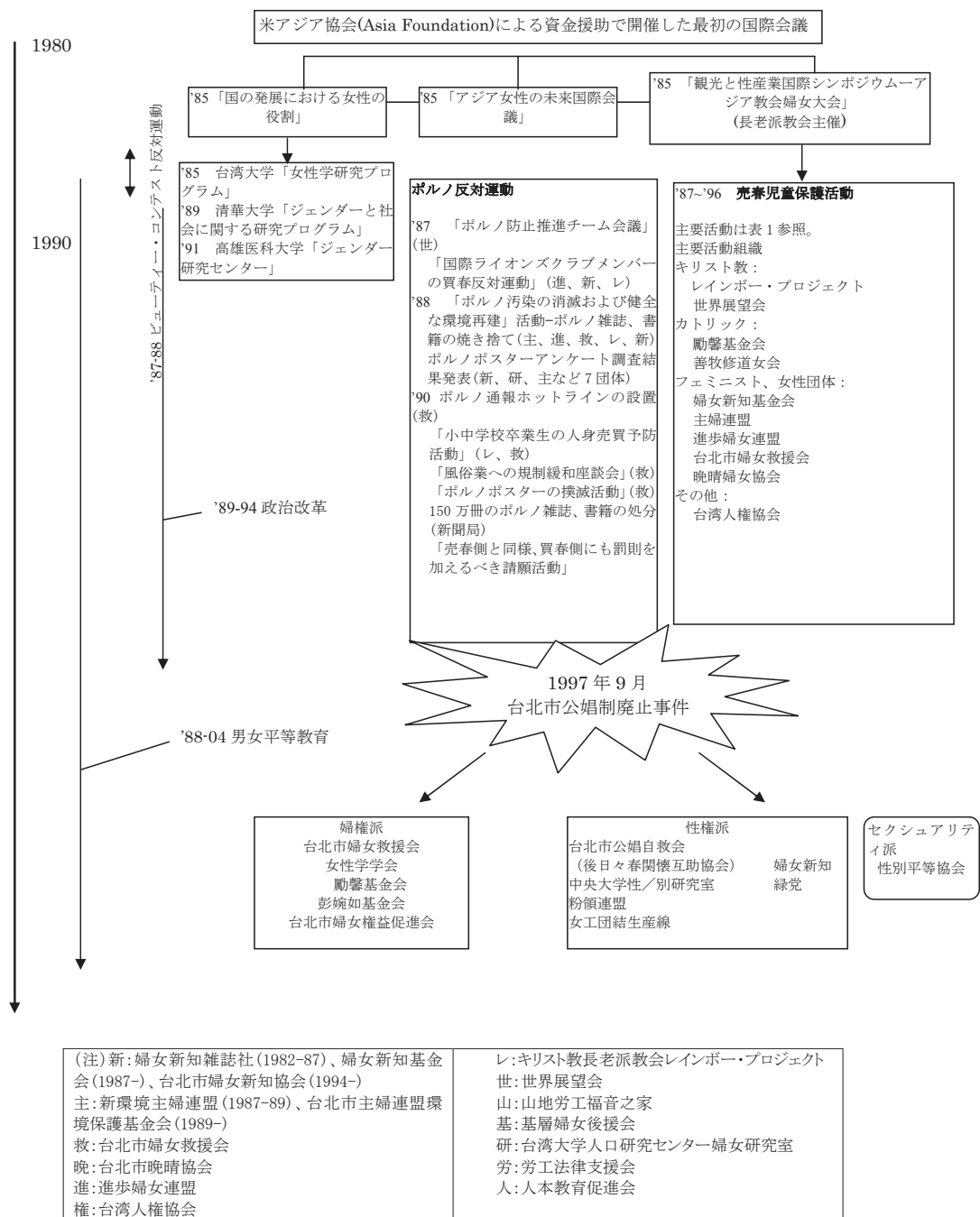


図1 台湾の女性運動の展開

表1の売春児童保護活動一覧表の示すところからも、当時の運動の主催者、または支援団体は、キリスト教、カトリック教の背景を持つ組織が多いことが見てとれる。そしてまた図1からは、より多くの資金の獲得および国の支持を求めるために、数多い女性団体は売春児童保護運動で児童問題として一時的に結束したけれど、「女性の自己決定問題および売買春の自由についての根本的な立場の違いから、運動はその後「売買春、ポルノ反対」と「売春少女反対」の2つの路線に分かれてしまったことも見て取れよう。

以上台湾の女性運動の展開とその特徴について、図1と表1とともに以下に要約しておこう。86年売春児童保護運動の取り組み以降、運動側は、問題の根源が不備な法律、政策にあることに気づき、1987、88に大規模なデモ活動を行なうが、以降の運動は一般大衆行動としてではなく、国会⁸、政府官僚側に目を向け、制度内の改革を目指したため、民衆を幅広く動員する運動は少なくなったのである。政府側は、父権制の「少女・児童保護」思想に基づいて大量の予算と警察力を投入し、人身売買、売買春の取り締まりを強化することによって、「風俗改良」を目指す活動の

表1 売春児童保護活動一覧表

期間	活動	主導団体	支援団体
1985.9	観光と性産業に関する国際会議—アジア協会女性大会	キリスト教長老派教会	
1987.1.10	華西街「人身売買に直視—売春児童保護」デモ	レインボー・プロジェクト (長老派教会)	婦展センターや山地布教会などの 29 団体
1987.1.17	「人身売買に直視—売春児童保護」座談会	婦女新知	同上
1987.1.20	ポルノ防止推進チーム会議	世界展望会	
1987.3.7-8	万人署名運動	新知、レインボー、台湾 人権協会等	
1987.4.15	監察院での「婦女救援会」結成の請願活動	新知	レインボー、台湾人権協会、先 住民労働者福音会などの8 団体
1988.1.7-8	「売春児童救援活動の再出動」バザー	レインボー、台北市婦女 救援会(以下、救援)	女性、先住民、人権、新知、 教育団体、大学サークル
1988.1.9	法務部及び司法院での抗議活動	新知	労働者組合などの52 団体
	「売春児童救援活動の再出動」デモ	新知	同上
1988.8.1-8	「9 名の中国少女が売春させられることへの反省」座談会	救援	民間団体
1988.8.19	法務部刑法修正委員会への人身売買、および「善良なる 婦人を娼婦にさせる行為」に処罰、親告罪の廃止の訴え	救援、新知、レインボー、 主婦、進歩婦女連盟	
1989.8.8	台北市議会への「台北市娼妓管理条例」の厳格な実施 を要求する請願活動	救援、新知、主婦、現代 婦女、晚晴	
1990.10	供述強要のため、売春児童へ暴力を振るう台北市警察に抗議	新知、救援、進歩	
1991.4.9	売春側と同様、買春側にも罰則を加えるべきという国会 への請願活動	救援	9 つの女性団体
1992.6.13	児童売春防止公聴会	勵馨基金会	民間団体
1992.8	児童売春反対公約	勵馨	
1993	1993 児童売春反対行動戦略反雛妓行動方案	勵馨、救援、レインボーなど	
1993.5	児童買春防止法案の制定	勵馨、救援、レインボー など13 団体	
1994	華西街万人ジョギング活動	勵馨	内政部、法務部など
	ECPAT ¹¹ の結成		
1995	「売春児童防止法」の推進。(後「児童及び少年性取引 防止条例」に改名)	勵馨、救援	
1996	「防止条例一周年検討公聴会」	勵馨、救援、レインボー	
1997	台北市公娼廃止の討論に個別参加	救援、勵馨。	
1999	台北市長に公娼制度復活に対する反対意見の表明	勵馨、救援、善牧修道女会。	

(資料出典 梁、顧 1995、丁 2002)

支持を示した。他方で、民間団体が人身売買・売買春
について指摘する研究数値を「国をイメージダウン
させる」ものだと非難し、売春児童問題の深刻さを否
認するという、国家のメンツを専攻させたとみ組でも
あった。運動側はそれに対する反論の根拠を提出し
たが、「立法優先」という大前提のもとで、妥協や協
力などの形で交渉しつづけ、その根底にある家父長制
思想については手つかずのままとならざるをえなかつ
た。台湾における女性運動のひとつの限界とすべきこ
とは、この政府の取る政策的取り組みの先行性に女性
運動側が妥協を余儀なくされるところにあったと言わ
ねばならない。

もちろん女性運動側にも、趙曉玲らの学者たちによ

る父権制との妥協というを方向転換に対して厳しい批
判の声もあった。女性運動の主流派組織が、人身売買
反対と未成年少女の人権保護(強制売春反対)という
運動上の理念から、児童を性的暴行から守る児童保護
へ転換したことに対して、この方針転換への少数派の
オピニオンリーダー的役を趙曉玲たちは果たしてい
る。⁹ その主張とするところは、この方向転換は、
ひたすら女性性欲を希薄化したり、性的主体および
セックスを禁止したりすること、すなわち少女を無性
化することに帰結するからであるとする理由からで
あった。「いい女」のイメージが強調される一方で、
他方では「雛妓」¹⁰は「悪い女」のポジションに置か
れという性のダブルスタンダードが増徴され、「雛妓」
の汚名化はいっそうエスカレートする。結果として家

父長制と共謀関係になったのである。(趙曉玲, 1996)

さらに趙は、女性運動団体がいったん公権力と提携関係になると、暴力団や売春宿と深い関わりを持つ警察およびそれを容認する官僚という、政府のマイナスのイメージは、これで一掃されるという懸念を抱いているのである。公権力に頼りすぎると、民間団体は逆に政府側に監督されることになりかねない。「監督者の民間団体 vs 監督される政府機構」、「男性 = 性的搾取側 vs 女性 = 味方、サポーター」という図式の反転である。

さて、この趙曉玲たちの「性権派」の主張が台湾社会で省みられるようになるのはどのような契機があったのか。廃娼論争の新たな段階を画する一つの事件について (2) で取上げたい。

(2) 廃娼論争—台北市公娼制廃止事件 (1997.9)

台湾の公娼制度の歴史を遡ると、日本植民地時代 1898 年に辿りつく。¹² 国民党政権時期、公娼制度を一度廃止したが、1956 年に再び復活した。1997 年 1 月、8 人の国民党議員が台北市議会で台北市長陳水扁 (民進黨所属、現在の台湾総統) になぜ台北市政府は風俗業を取り締まりながら、公娼免許を出し続けるのかと質問し、陳はその場で廃娼の方針を掲げた。その後、学者、議員らの討論を経て、台北市議会は僅か半年のうちに廃娼を可決した。そのため、同年 9 月 4 日に、陳市長は「台北市娼妓管理方法」の廃止を公布した。しかしこの決定は、国や地方自治体の対策が不完全なままであるにもかかわらず、9 月 6 日に強制執行されたため、128 名の台北市公娼が僅か 2 日間のうち、いきなり職場と労働権を失ってしまい、合法から犯罪になった。そこで、同年 9 月に当事者グループは「台北市公娼自救会」(1999 年「日々春關懷互助協会」(Collective Of Sex Workers And Supporters) を成立させ、1 年 7 か月にわたった労働権を求める抗議活動を続けながら、台北市長選挙にも積極的に介入した。その結果、国民党の馬英九の当選で、公娼が次の職に着くまでとして、2 年間の猶予が認められることとなった。「女線」や「粉領」、「日々春」などの団体の積極的な支持のもとで、この廃娼事件が売春児童保護運動で棚上げされてきた「労働としてのセックスワーク」、「女性がセックスワークを選ぶ権利」という議題を浮上させることとなったのである。すなわちセックスワークに関する対立的な立場について、女性運動団体内部の対立が公然化する引き金になり、「婦女新知」の内部

分裂、解雇事件—婦女新知に解雇された元職員がレズビアン運動中心の「性別人権協会」を作った—をも導いた。

「婦権派」と「性権派」との間には一線を画しきれない論争がある。表 2 はそれを図示したものである。

公娼「廃止」運動が近年の女性運動にいかにか大きなインパクトを与えたかは、廃娼論争で、性の政治の異なる立場を持つ「婦権派」と「性権派」との対立が一層先鋭化し、性解放を提唱する中央大学教授何春蕤が女性学会を除籍される事件までになったことに、象徴的にあらわれている。しかし、表 2 に見られるように、売春児童保護運動で「婦権派」と「性権派」との対立構図は入り組んでいる。売春児童反対の態度を表明した組織団体の中でも、公娼制度廃止事件で、引き続き「人権保護」と「救援」の立場で、廃娼を主張する宗教団体や女性運動団体もあれば、公娼たちが労働権を求める一連の活動を展開する中で、それまで人身売買反対、売春児童救援で活躍してきたフェミニスト団体の婦女新知がセックスワークを支援するスタンスに切り替えたケースもある。婦女新知は、理論的な面から運動をサポートし、セックスワークの非犯罪化、仕事としてのセックスワーク権利—「妓権」を唱える。また「女工団結生産ライン」、「粉領連盟」(OL 労働組合) の労働運動組織の支持をも得て、労働運動としての「妓権」運動に発展した。このように民間団体の意識覚醒を起こし、さらに社会構造を変えようとした。一見矛盾に見える行動だけれども、ここから台湾の廃娼論争は単に賛成、反対に振り分けすることができないことが覗える。以下、婦権派 (廃娼派) と性権派 (権利派)、それぞれの主張の論点を見てみたい。

1. 婦権派 (廃娼派)

婦権派 (廃娼派) は、娼妓、娼妓制度と性産業はそれぞれ独立に討論すべきだと主張する。まず、廃娼の理由について、下記の 5 つの論点にまとめられる。

- A. 女性の身体・性が商品化される。
- B. 性産業は女性への搾取、圧迫である。
- C. 性産業、娼妓制度および法律制度は男性と女性を不公平な地位に配置することだけではなく、人身売買や麻薬取引、暴力団の介入などの不法行為をもたらす。
- D. 家父長制論理のもとで男の欲望を正当化し、家父長制を強化する。
- E. 家父長制の経済体制—下層階級の女性労働者への

低賃金と性産業での高い報酬で、「自由意識」と称し、性産業に入る女性を作り出した。売春を合法化することでは、問題解決できない。批判すべき対象は、その背後にある家父長制の経済体制（資本主義）である。

このように、婦権派（廢娼派）は娼妓の人権と尊厳を唱えながら、その背後にある性産業と娼妓制度を批判する。「廢娼派は現状のセックスワークを認める。労働組合を作り、労働条件を改善する妓権運動まで同意する。しかし、セックスワークは普遍性、一般性を持つ労働権として拡大解釈できない。長期的には、娼妓制度および性産業は徐々に規模を縮小させるべきである。」（沈美真、1997；林芳玫、1997；徐佳青、1997；林芳玫、1998）そして、その「管理、規制する対象は娼妓ではなく、性産業、仲介者と買春客である。これは娼妓の非犯罪化の主張を内包するだけではなく、さらに加害者を処罰することを目指している。」（劉毓秀、1997,1998）

そのため、1997年台北市の急遽な廢娼事件では、性権派だけではなく、勵馨基金會、ECPAT、婦女救援基金會などの売春児童保護運動団体の婦権派も、公娼制度に堅く反対する立場を表明しながらだし、反対する対象は、公娼ではなく、女性と児童を搾取する性産業だとした。しかし、台北市政府の政策決定過程については、その決定手続き過程があまりに性急で、救済や就職訓練などの関連措置が不備であるとして、性権派と同様、議会に1～2年の執行猶予を求めようとしたのであった。¹³

また、1991年に制定された現行の法律「社会秩序維持法」について、もともとこの法律は日本の「売春防止法」をモデルに、男性国会議員を中心に制定された経緯にも見られるように、売春側のみを処罰し、買春側は無罪という法令である。即ち、現行法律では「売春側一有罪」、「買春側一無罪」、「買春をサポートする側一有罪」という男女不平等なシステムである。「婦権派」の女性学会は、このきわめて偏りのある法律に対抗するため、内部会議の討論結果として、次の二つの立場、すなわち、A. 女性権利および独身買春客の需要に応じ、売買春両側を非犯罪化するか、B. 男女平等の原則で、売買春両側ともに罰則を加えるか、を主張する。（李元貞、2003）

2. 性権派（権利派）

性権派（権利派）は、国際妓権委員会（International

Committee for Prostitutes' Rights) が1985年アムステルダムで開催された国際会議で作成した権利宣言¹⁴に依拠し、セックスワークはワーク（仕事）であり、仕事として保障されるべきだと主張する。主要な論点は下記の通りである。

- A. セックスワーカーが求める労働権利は、セックスワーク権であり、「妓権」の第一歩とも言えよう。セックスワーク権は職業や人生選択の自由を内包し、セックスワークの非犯罪化、合法化をも意味する。前文で述べたように、台湾では「主婦 vs 娼妓」という道徳論が浸透しており、「いい女」が娼妓になるのは墮落行為と思われ、すなわち、台湾社会は娼妓反対の社会である。
- B. 女性の能動性 (agency) を強調し、女性には身体および欲望の自主権があると主張する。
- C. 身体 (body) および器官 (organ) を労働力にたとえ、女性の手や頭脳などを使って報酬をもらうあらゆる仕事と同様、身体の商品化は労働力の商品化と差がないと論じる。批判すべきなのは仕事の性質ではなく、これらの低く評価された貢献度やリスク、劣悪な労働条件、労働環境などである。
- D. 性産業の中に存在する人身売買や搾取行為などは改善すべきである。
- E. セックスワークを禁止することは、セックスワーカーを救うどころか、より劣悪な環境を押し付け、セックスワーカーを見殺す行為である。
- F. 公娼は社会階層の下層にあり、客層も労働者階級が中心である。国際的な大都市になるためには、娼妓の公的な存在は許されないことを廢娼理由にする台北市政府、特に陳市長を都会型中産階級の代表にし、公権力を利用して、下層民の経済的、性的「逸脱行為」を取り締まる加害者性を指摘した。¹⁵ 一部の抗議活動は、議会の2年間の猶予の決議を却下した陳を対象に行われた。

性権派は、まず人間の性と性欲は多元的で、すべての性のパターンは平等だと論じる。同性愛を当たり前と思う社会もあれば、同性間性行為を犯罪とする社会も少なくない。一夫多妻や自由恋愛などにおいても、社会や時空の背景の変化によって、道徳性も移り変わるのである。ゆえに、お互いの合意の上、あらゆる性のパターンは、容認されるべきであるという。セックスは、すなわち男が女性の身体を消費するという概念は、家父長制の婚姻制度から発展してきたものであり、貞操観念および処女コンプレックスは、すなわちこの概念の延長線に成り立っている、とカ維波は指摘した。このように、セックスワークに従事すること

は、搾取されるどころか、身体の自主権を行使することであり、性を解放することである。性を解放することによって、家長長制が構築した主流価値観—「男性／女性」、「異性愛／同性愛」、「主婦／娼婦」という上下の階級関係を、転覆することができる。しかし女性の異性愛者、いい女、良妻は、この図式によって、自らの優位な位置—いい女は教授になったり、参政したりすることができるのに対し、悪い女は労働権まで剥奪され、警察に取り締まられる—を保つことができるため、性解放の改革に懸念を持ち、さらに自分の性に対する定義を、普遍的な定義に投射し、最終的に反娼の結論に至ったのである。セックスワーカーたちを傷つけるものは、セックスワーク自体ではなく、社会から軽蔑され、汚名化されることに他ならないという。(カ維波、2000) 公娼制度の廃止やセックスワークの犯罪化で、性産業を禁止することはできない。実際、セックスワークの犯罪化で、現に存在する人身売買や暴力団、犯罪組織の関与などの諸問題を、解決することはできない。さらにセックスワークを違法にすることは、組織暴力団や犯罪組織が、セックスワークをコントロールする範囲を広げる一方で、公権力や法律に保護されていないため、セックスワーカーは一層搾取されやすくなると性権派はいう。ゆえに売買春の諸問題の打開策として、セックスワークの合法化を目指し、セックスワークの非犯罪化がその第一歩である。(何春蕤編、2000)

また積極的に政治に関与し、選挙にも投票し「体制内における改革」を図る婦権派の動きを、カは「女性運動の体制化」と批判した。集票効果を発揮するため、女性政策においても広範な有権者の支持を得なければならず、結果としてセックスワーカーや同性愛者、性同一性障害者などの、大衆に好まれない (unpopular) マイノリティーを排除、放逐することになるのである。そしてこのような婦権派の戦略はまもなくほかの非フェミニスト団体や政治団体に援用され、政党競争との相乗効果で、より保守的な社会に導くことをカは危惧している。(カ維波、2001) 90年代以降、台湾の女性運動が活発化するにつれ、女性の性と性欲に関する論述、主張も多面的になった。しかし、性解放を積極的に主張する性権派は、94年、97年に2回主流の婦権派に排除され、一線を画したのである。1994年に女性学会が師範大学のレイプ事件で、ほかの女性組織と大規模な反セクハラデモを主催した際、性解放の代表的人物である何春蕤が出したスローガン「我要性高潮、不要性騷擾」(オーガニズムがほしい、セクハラはいや) で、本来のデモの趣旨—「セクハラ反対」

は無視され、あらゆるマスコミは焦点を「オーガニズムがほしい女性」のみに集中したのである。そのため、女性学会は「性の自主は、性解放とイコールではない」との声明を発表した後、何を女性学会から除籍した。さらに、その後性解放側は、何度も婦権派が主催する活動に便乗し、婦権派を「宿主」¹⁶にし、数回にわたった衝突の末、1997年の公娼制廃止事件で、廃娼、反廃娼の二大陣営に分かれた。さらに「公娼事件」の活動に便乗した同性愛者の権利を提唱するマイノリティーは、主流の婦権派の神経を尖らせ、婦女新知の分裂事件に導いたのである。

3. 前公娼自救会会長の官秀琴の自殺から、今後の課題へ

本稿を執筆中の2006年8月3日、前公娼自救会会長の官秀琴が自殺するという事件が起こった。官は廃娼してから9年、座談会やシンポジウムなどの活動に計500回くらい参加し、就労権を求め続けた。そのあげく、自身が経済問題で追いつめられた結果、自殺したのだという。¹⁷しかしこれは、廃娼してから最初の自殺のケースではない。官は、台湾社会の近年の性産業に対する不明確な政策、および女性運動団体の対立による犠牲者だと言うべきであろう。なにが問題であったのか。以下、台湾社会の廃娼後の課題を考えたい。

公娼廃止後は、全てのセックスワークが非合法になるため、セックスワークを続けるならば、アンダーグラウンドで働かざるを得ない。非合法のセックスワーカーは、警察に逮捕される危険性と共に、暴力団の支配の恐れやSTD感染などのリスクも高くなる。公娼廃止後、公娼の自立に対する政府の補助金や職業転換などの関連対策の欠落で、大多数の公娼は2年間の猶予期間を過ぎてもアンダーグラウンドで働いていた。官秀琴もその中の一人であった。アンダーグラウンド化した後、政府の取り締まり強化で収入が不安定になったため、彼女は同じ「公娼」館で働いていた友人のサラ金の保証人となり、その借金を引き継いだ結果、高額な債務が返済できなくなり、自殺までに追い込まれたのである。

廃娼事件は公娼の当事者団体をはじめ、サポーター団体、学界、女子大生、労働運動団体にいたるまで意識覚醒 (CR) を起こし、さらには社会構造の変革を求めるまでになった。これらの制度内外で、セックスワーカーの労働権を求め続けたさまざまな活動によって、9年間のうちに、社会階層・女性階層の底辺にある公娼は、エンパワーメントされたと言えよう。

表 2

	廃娼派（婦権派）	権利派（性権派）	その他
売春児童保護運動に参加した団体組織	<ul style="list-style-type: none"> 主婦、女性団体： 進歩婦女連盟 キリスト教系団体： 花蓮善牧センター カトリック教系団体： 勵馨基金会 政府組織： 台北市婦女救援会 	<ul style="list-style-type: none"> フェミニスト団体： 婦女新知基金会 	<ul style="list-style-type: none"> キリスト教系団体： レインボー・プロジェクト 世界展望会 カトリック教系団体： 善牧修道女会 台湾人権協会 ECPAT(童妓終止協会) 台湾委員会 女性団体： 晚晴婦女協會 主婦連盟
	<ul style="list-style-type: none"> 学界： 女性学学会 彭婉如基金会 台北市女性權益促進会 	<ul style="list-style-type: none"> 当事者、サポーター団体： 日々春関懐互助協會（前身： 台北市公娼自救会） 労働運動組織： 粉領連盟 女工団結生産ライン 学界： 中央大学性／別研究室 	

Wendy McElroy は現行の買春の解決策として 1、廃娼（または売春側のみを罰すること）2、合法化（または規制を加えて管理すること）3、非犯罪化、の三つを提示した。台湾では売春児童保護運動時に回避された「セックスワークは労働か否か」問題が、10 年後の廃娼事件がきっかけとなり顕在化した。

本稿の図 1 では、買春児童保護運動の際、警察の取り締まり強化やポルノ反対運動において、政府側は、ポルノ雑誌・書籍の処分などのような消極的な対応のみに終始したことを、示している。実際、80 年代以来、女性運動団体は 9 つ以上の法案を提案し、可決を得た。そのうち、条件付で墮胎を認める「優生保健法」(1984)、児童、青少年の売春を予防する「児童及び少年性取引防止条例」(1995)、「DV 法」(1996)、「性暴力防止法」(1997)、「男女労働平等法」(2002)、「男女平等教育法」(2004)、などは、いずれも法律修正案ではなく、女性運動団体自らが立法し、提案した新規の法案である。中でも「児童及び少年性取引防止条例」は 10 年間、「男女労働平等法」は 11 年間もかけて、ようやく可決された法律である。ここから見えるのは、女性運動の著しい成果とは相反しているとも言えるべき、政府と国会の女性問題に対する受動的、消極的な姿勢であろう。

ここに一つ興味深いデータがある。范雲は台湾の女性運動者の背景を分析した結果、大学卒の学歴を持つ人の比率は 51.3% で、修士以上は 48.7% であり、しかも中・上流階級出身の人が 77% を占めていると

いう。(范雲、2003) このエリート女性（特に婦権派）が採用した戦略は、制度内の改革—法律、政策制定に積極的に介入し、少数でも専門知識を生かすことができ、上から下への改革を狙ったことである。しかし、売春児童保護運動を速やかに目標達成させるために採った戦略は、かえってセックスワークの位置づけの問題を置き去りにし、それについての政府の政策も明確ではないままである。

売春関連法律、条例における先行研究は、罰則や処罰対象、姦通罪との関わり、そして被害者なき犯罪など、法律内容を中心に分析されてきた。売春関連法律の中で一番問題とされる法律は 1979 年から 12 年間をかけて 1991 年に国会を通過した「社会秩序維護法」である。なぜなら、これは日本の売春防止法第 5 条と同様、売春女性のみを処罰するという不公平な法律で、売春女性をより不利な社会環境に置かせたからである。何故このようなことになったのか。台湾の先行研究を概括するならば、次の 2 点を指摘することができる。まず、1 点目は、学校教育における反日教育として日本語や日本書籍などの禁止を通して「脱日本化」し、さらに「再中国化」を図る蔣独裁政権は、植民地時代の産物—公娼制度を温存させ、さらに、売春取締りにおいても民主化へと発展していた時期の 1991 年に、半世紀もの前の売春防止法と同じ不公平な「社会秩序維護法」を作りあげたのであるが、その背後に通底するのは日本、中国と台湾本土にいまなお厳然と存在するマルチ家父長制思想（日本、中国と台湾本土）問題であり、としてこのことが台湾の売春

問題において十分扱われてこなかったことが挙げられる。また、台湾の先行研究総括の2点目としては、日台における政策・法律制定および女性運動発展を比較分析することの重要性である。日本植民地時代を50年間経験した台湾では公娼制度をはじめ、女性の性と生殖に関わる政策、法律などは日本に大きに影響されており、さらに社会背景が近いため、近代女性運動などの発展においても類似点が多く、日台における政策・法律制定および女性運動の発展を比較分析すれば、今後の女性問題の解決策、方向性を導き出すのに有効だと思われるのだが、現時点では欧米理論が多用されているものの、日台比較の視点はほとんど欠落している、という点である。

廢娼事件でエスカレートする「婦権派」と「性権派」の論争—全面的に廢娼するか、またはあらゆる性産業を非犯罪化するか、は今でも続いている。家父長制を批判し、社会改革を求めた目標は、現在、「婦権派」と「性権派」のお互いへの批判になりつつあると、しばしば指摘されている。女性運動団体の主導で女性問題を解決していくパターンでは、政府の不作为と女性運動団体の論争の長引きで足踏みするのが常套で、「社会秩序維護法」は現在でも実施されているのである。

最近の同法律修正の契機は2004年1月だった。売買春の両側とも処罰しない、すなわちセックスワーカーの非犯罪化への改正案の提出である。しかし、この改正案は、性産業を非犯罪化することだとマスコミに報道された結果、ポルノ、性産業反対の女性団体の反発を招いた。そのため、同法律は未修正のままとなり、売春側のみを処罰するという不公平な法律が生き残ったのである。

台湾女性運動の戦略を練る際、短期的には女性の状況の改善または困難の解決、そして長期的に女性の意識覚醒と地位の向上に着目しなければならない。理想的な状況は、両者ともに達成されることだが、実際はしばしばジレンマに陥る。(顧燕翎、1998) 台北市の廢娼事件は、急遽かつ関連措置の不完全なままでの廢娼であったため、公娼たちにより不利な社会的地位・生活状況を押し付けた。台北市政府の廢娼措置については、それぞれ立場は異なるものの、婦権派、性権派両方とも不適切と考えている。しかし、今その問題を別にして、台北市政府が主張する廢娼の理由—風俗改良と国際大都市への目標は、公娼の存在とからめる必然性があるのかどうか、そのことを再検討してみるこ

とのほうが重要であろう。そして、たとえ128人の公娼を全員転業させたとしても、人身売買の問題や女性を抑圧する性産業の問題の解決になるのか、家父長制を動揺させることができるだろうか。また、公娼の労働権を求める運動の中に、私娼の参加が見られない点にも注目すべきである。私娼の人数は公娼よりはるかに多いが、なぜ私娼の問題は問題視されていないのか。「婦権派」と「性権派」の対立関係の解消は問題解決にも繋がると思われるが、短期的に解決しなければならぬのは元公娼たち問題だけではなく、近年台湾の経済発展に伴って増えてきた中国、東南アジアから入ってくる外国人女性の売春でもある。グローバル化のもと「移住労働の女性化」がますます進む中で、売買春問題は一国の政策的枠組みを超える問題としてある今日、女性運動団体の連帯の国際化も女性問題解決に不可欠の視点とされるだろう。

参考文献

- ・ 江原由美子、金井淑子編(1997)『フェミニズム』、新曜社
- ・ 上野千鶴子(1999)「フェミニスト教育学の困難」『ジェンダーと教育』、世織書房
- ・ チェ・チャン、シャオ・チン・シェ(2002.3)「台湾における女性学の動向」『アジア女性研究』第11号、pp.82-86
- ・ 竹村和子編(2003)『“ポスト”フェミニズム』、作品社
- ・ ホーン川嶋瑤子(2004)『大学教育とジェンダー—ジェンダーはアメリカの大学をどう変革したか—』東信堂
- ・ リサ・タトル著／渡辺和子監訳(1991)『フェミニズム事典』、明石書店
- ・ 藤目ゆき(1999)『性の歴史学』、不二出版
- ・ 張茂桂(1991)「社会運動與政治轉化」、台北：国家政策研究センター、pp.12-13
- ・ 施慧玲(1995)「国際終止亞州觀光業童妓運動簡介」『婦女與両性研究通訊』、35:pp.18-19
- ・ 梁雙蓮、顧燕翎(1995)「婦女與政治参与—体制内與体制外的觀察」『台湾婦女处境白皮書』劉毓秀編、台北：時報出版社、pp.93-144
- ・ 顧燕翎(1997.3)「台灣婦運組織中性欲政治之轉變—受害客體抑或情欲主體」『思與言』第35卷第1期、pp.87-118
- ・ 顧燕翎(1998.3)「婦運的策略、路線與組織—婦女新知基金会「家變」的檢討」『當代』第127期、pp.97-103
- ・ 顧燕翎(2001)「政治解嚴後的台灣婦女運動」『差異與平等：香港婦女運動的新挑戰』新婦女協進會編、香港：香港理工大学应用社会科学系社会政策研究センター、pp.21-50
- ・ 黃淑玲(1996)「台湾特種行業婦女：受害者？行動者？」『台湾社会研究季刊』、22期、pp.103-153

- ・劉毓秀(1997)「女性、國家、公民身份」『女性、國家、照顧工作』、女書店
- ・劉毓秀(1997.10.28)「面對性交易問題」『聯合報』
- ・張碧琴(1997)「女性主義與防治雛妓問題的民間行動之關係」『思與言』第35卷第1期、pp.119-144
- ・張碧琴「父權在那裏？對「站在父權的肩上－『反』雛妓運動」之回應」『台灣婦女資訊網女性議題論文集』
<http://taiwan.yam.org.tw/womenweb/papers/0004.htm>
(2006年8月現在)
- ・徐佳青(1997.10.22)「婦女運動在公娼事件上的回應與省思」『自立早報』
- ・林芳玫(1997.10.22)「別給皮條客娼館業者藉口」『聯合報』
- ・林芳玫(1998.3)「當代台灣婦運的認同政治：以公娼存廢爭議為例」『中外文學』、第27卷第1期、pp.56-87
- ・范雲(2003.6)「政治轉型過程中的婦女運動：以運動者及其生命傳記背景為核心的分析取向」『台灣社會學』、第5期、pp.133-194
- ・丁勻婷(2002)『台北市廢除公娼事件的媒體再現政治』、台北：輔仁大學碩士論文
- ・李元貞(2003.7)「台灣婦運一百草千花的躍動」『主計月刊』、571卷、pp.39-45
- ・李元貞(2003.9)「女學會10年、婦運萬水千山」『歷史月刊』、pp.80-93
- ・財團法人婦女權益促進發展基金會編(2003)『台灣婦女權益報告書(全集)』、財團法人婦女權益促進發展基金會
- ・卡維波(甯應斌)(2000)「性工作的性與工作—兼駁反娼女性主義」『性工作：妓權觀點』、巨流、pp.255-279
- ・卡維波(甯應斌)(2001.7)「『婦權派』與『性權派』的兩條女性主義路線在台灣—為「亞洲連結會議」介紹性／別研究室而寫」『文化研究月報』第5期、中華民國文化研究學會 http://hermes.hrc.ntu.edu.tw/csa/journal/05/journal_forum_52.htm
- ・甯應斌(2005.5.6)「性解放運動十年回顧—試論」『性愛的心理與倫理』學術研討會會議論文、淡江大學通識與核心課程中心
- ・何春蕤編(2000)『性工作：妓權觀點』、巨流
- ・日々春關懷互助協會編(2001)『與娼同行、翻牆越界：公娼抗爭運動文集』、巨流
- ・Collective Of Sex Workers And Supporters (COSWAS) <http://coswas.org/> (2006年8月現在)
- ・ECPAT <http://www.ecpat.org.tw/> (2006年8月現在)

注

- ¹ 1987年、「財團法人婦女新知基金會」に改名。以下、「新知」とする。
- ² チェ・チャン、チェオ・チン・シェ(2002.3)「台湾における女性学の動向」『アジア女性研究』第11号、財團法人アジア女性交流・研究フォーラム、

pp.82-85

- ³ 台湾の女性運動は1994年以降、性と性欲の議題にまつわって、2大陣営に分けられる。しかし、論争が続いている中、「婦權派」の主張は国の政策に近いため、性解放を主張する「性權派」に「良婦フェミニズム」や「主流フェミニズム」、「国家フェミニズム」と呼ばれるのに対して、「性權派」は「性解放」や「リベラル・フェミニズム」、「ラディカル・フェミニズム」などと呼ばれ、名称は定着化していないため、本論ではカ維波(甯應斌)が「『婦權派』與『性權派』的兩條女性主義路線在台灣—為「亞洲連結會議」介紹性／別研究室而寫」で使っている「婦權派」、「性權派」の名称に従う。日本では前者「道德派」、後者「權利派」と呼ぶ。
- ⁴ 張茂桂(1991)pp.12-13
- ⁵ 同注2
- ⁶ 台北市万華区にある風俗街。公娼が多く集まっている。
- ⁷ 黃毓秀(1991)「台灣婦運的路線與策略(上)」『婦女新知』93号、pp.8-9
- ⁸ 万年国会(1947-1991) 共産党を反乱団体とみなし、48年に憲法の「動員戡亂時期臨時條款」が可決され、権限を総統に集中した。蒋介石政權が台湾に亡命した後、憲法には総統の再選は1回までとされていたが、これが無制限となったうえ、大陸向けに定員設定されている国会議員も、選挙そのものを停止してしまい、1990年ころまで続く万年国会が誕生することになる。これが蒋介石、蔣経国政權の統治権を長く支え続けたものであり、保守的な性格を持つ。
- ⁹ 趙曉玲(1996)「站在父權的肩上—「反」雛妓運動」『婦女新知』159号、pp.53-56
- ¹⁰ 雛妓はもともと被害者像をアピールすることを狙った女性組織の造語である。マスコミなどの影響で、「雛妓」は「笑貧不笑娼」(貧しさを笑っても、金のために身を売ることを非難しない)や「道德風紀を破壊する」、「未成年売春行為=犯罪」、というレッテルが貼られ、金銭至上主義者や墮落者などと汚名化されたのである。
- ¹¹ End Child Prostitution in Asian Tourism 國際売春兒童保護 NGO 組織(1990-97)のメンバー。1997年に“End Child Prostitution, Child Pornography & Trafficking of Children for Sexual Purposes”に改名。
- ¹² 邱旭伶(1999)『台灣芸旦風華』、玉山社、pp.36-37
- ¹³ COSWAS <http://coswas.org/archives/2005/06/caec1997.html>
- ¹⁴ 張玉芬譯(1999)「世界妓權憲章」『公訓報道』84号、pp.33-49

Kempadoo Doezema(1998) ” Global Sex Workers:
Rights, Resistance, and Redefinition ” , Routledge

¹⁵ 詳しくは『性工作：妓権観点』参照。

¹⁶ 婦権派の林芳玫の用語。(林芳玫、1998.3)

¹⁷ 中時電子新聞、2006年8月17日